

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 8 日付鳥取県告示第 60 号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹内 次郎	倉吉市関金町堀字滝坂 25 の 1
竹内千恵子	〃
高橋 巖	倉吉市関金町堀字小谷 46
宮本 仁	倉吉市関金町堀字大捨 48 の 18
〃	倉吉市関金町堀字大捨 48 の 20
宮本 公望	〃
小椋万四郎	〃
武中 治寿	〃
小椋 梅義	倉吉市関金町堀字小桜 138 の 7
前田 恒造	倉吉市関金町堀字塔ウ谷 146 の 18
安東 寿之	倉吉市関金町堀字ヒナ林 192
宮本 イク	倉吉市関金町堀字ヒナ林 194
宮本二三恵	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 20
宮本 久代	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 21
〃	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 22
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 7
宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 13
〃	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 17
宮本二三恵	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 19
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 31
宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 32
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 34

宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 36
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 42
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 48
〃	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 61
宮本佐津江	倉吉市関金町堀字大山道峯 1292 の 3
〃	倉吉市関金町堀字奥和谷ノ上 1325
〃	倉吉市関金町堀字奥和谷ノ上 1327
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字東小ヒイガ谷 2446 の 11
森下 和喜	倉吉市関金町堀字東小ヒイガ谷 2446 の 13
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字西小ヒイガ谷 2447 の 3
田中 光儀	倉吉市関金町堀字奥鷲谷尻 2464 の 1
吉原 清人	倉吉市関金町今西字七曲り 1220 の 2
石賀 徳興	倉吉市関金町今西字七曲り 1220 の 3
石賀ひとみ	〃
石賀 伸行	倉吉市関金町今西字小黒見谷 1222 の 5
坂野美恵子	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 2
石賀 伸行	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 20
吉原 清人	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 23
友兼 勝省	倉吉市関金町今西字朴ノ木谷 1224 の 2
久保 涼美	倉吉市関金町今西字烏帽子岩 1287
西田 丈彦	倉吉市関金町今西字長尾 1290
〃	倉吉市関金町今西字長尾 1291
〃	倉吉市関金町今西字長尾 1292
山下 象一	倉吉市関金町今西字長尾 1293
渋谷 吉蔵	〃
渋谷 熊吉	〃
渋谷 藤市	〃
渋谷宇三郎	〃
渋谷儀三郎	〃
渋谷源三郎	〃
渋谷源十郎	〃
小林 倉吉	〃
前嶋長三郎	〃

中本喜三郎	〃
田中惣四郎	〃
友兼 栄蔵	〃
友兼 孝吉	〃
友兼 信市	〃
友兼 善平	〃
山田 彊	倉吉市関金町今西字長尾 1295
山田 正和	倉吉市関金町今西字湯谷 1296
山田 彊	倉吉市関金町今西字湯谷 1297
山田 正和	倉吉市関金町今西字湯谷 1298
〃	倉吉市関金町今西字大平ラ 1329 の 1
友兼 勝省	倉吉市関金町今西字大スイ谷 1354 の 11
岸田美和子	倉吉市関金町今西字下鍋土 1360 の 1
渋谷 定	倉吉市関金町今西字下鍋土 1362 の 3
小林 薫	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 11
〃	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 12
〃	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 13

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課